

議案第140号

阪神水道企業団規約の変更に関する協議について

資料1 阪神水道企業団規約の変更に関する協議について（概要）

1 協議の内容

令和7年4月1日から阪神水道企業団に明石市を加入させることに関して、関係地方公共団体と協議を行おうとするものです。

2 阪神水道企業団の概要

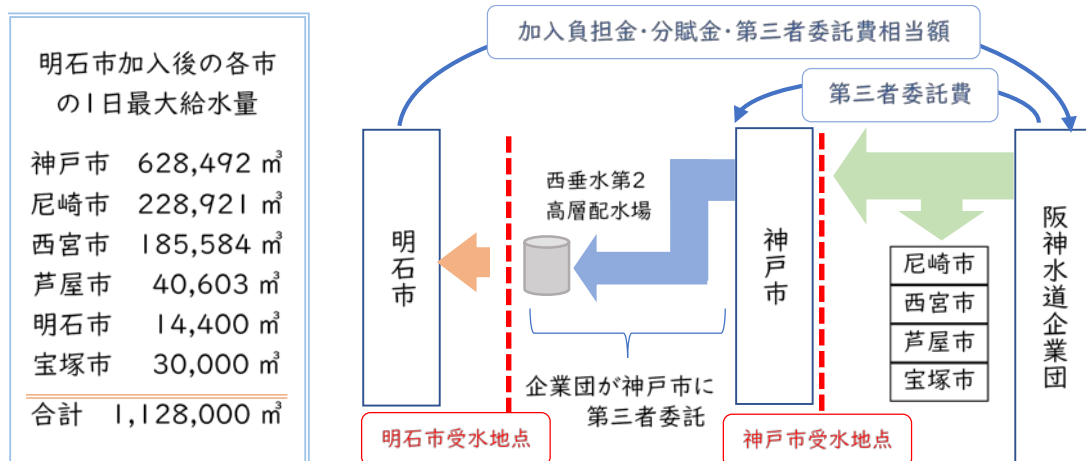
琵琶湖・淀川水系を水源とする用水供給事業者で、現在の構成市は神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市・宝塚市の5市、1日最大供給能力は112万8千 m^3 、オゾンと活性炭処理を取り入れた高度浄水処理水となっています。本市は2017年度から受水を開始しています。

3 明石市の現状

明石市水道事業経営戦略（2017年度策定）において、安定水源の確保、経年化が進む浄水場の整理・統合等総合的な観点から、明石川での取水を取りやめ、他事業者からの新規受水を行う方針を示しています。

4 明石市への供給内容

- (1) 供給開始時期 令和7年4月1日
- (2) 供給水量 1日最大給水量 14,400 m^3 /日（1日平均給水量 10,080 m^3 /日）
- (3) 供給スキーム 阪神水道企業団と明石市は直結管で結ばれていないため、水道法における第三者委託制度を活用し、神戸市の施設を経由して供給します。



5 本市への影響

人口減少等により各構成市の有収水量が減少している現状において、明石市への新規供給は、阪神水道企業団の施設能力の有効活用となるため、将来的な負担増大の抑制につながります。

なお、明石市の供給水量をまかなうために、本市以外の構成市4市が1日最大給水量を減

量する予定であり、明石市の加入負担金は、減量する市で按分されます。

6 今後の予定

2024年3月の阪神水道企業団議会において関係議案の議決を得る予定です。